マイナンバーカードの健康保険証利用方法

マイナンバーカードの健康保険証利用の方法について紹介します。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の3のステップが必要です。

STEP 1. マイナンバーカードを申請・作成する
STEP 2. マイナンバーカードを健康保険証利用を申請・登録する
STEP 3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

STEP 1. マイナンバーカードを申請しよう

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、以下3つの方法で申請ができます。

1. オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
2. 郵便による申請
3. まちなかの証明写真機からの申請

詳しい申請方法は以下からご確認ください。
・申請法令用語サービス「マイナンバーカード総合サイト（地方公共団体情報システム機構）」（外部リンク）

STEP 2. マイナンバーカードを健康保険証として使うための登録をしよう

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。
申請には以下3つの方法があります。

1. 顔認証付きカードリーダーからの申請
2. マイナポータルからの申請
3. セブン銀行ATMからの申請

顔認証付きカードリーダーでの利用登録

・マイナンバーカードの健康保険証利用登録（顔認証付きカードリーダー）（4K7KQ）

マイナポータルから申請

※自動状況未確認の状態でも、受診時に医療機関等にマイナンバーカードをお持ちくださいに、顔認証付きカードリーダーにかざすだけで、登録済みであればその場合ることができます。本登録であればその場で利用登録をすることができます。

・マイナンバーカードの健康保険証利用登録（マイナポータル）（4K9QE）

操作方法の動画を以下で公開しています。
・【ガイド編】マイナンバーカードの健康保険証利用の申込方法の手順（YouTube）（外部リンク）
・【スマホ編】マイナンバーカードの健康保険証利用の申込方法の手順（YouTube）（外部リンク）

セブン銀行ATMからの申請

・マイナンバーカードでの手続き（セブン銀行）（外部リンク）

STEP 3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードで受付をしてみよう

マイナンバーカードを用いた受付は、以下のステップでカードリーダーの前にある医療機関・薬局でご利用いただけます。顔認証付きカードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

受付方法についてはお分かるビデオも作成しています。

■スマートフォンのマイナ保険証利用について
2025年9月1日以降、機器の準備が整った医療機関・薬局で順次、スマートフォンをマイナ保険証として利用可能となっています。事前準備や受付方法などの詳細は、下のバナーよりご確認ください。

おすすめコンテンツ

メリット | 利用できる施設 | よくある質問

Adobe Acrobat Reader DC
・PDFファイルを見るためには、Adobe Reader（シェアウェア）が必要です。Adobe Reader（シェアウェア）を利用してPDFを閲覧するためのソフトウェアです。こちらからダウンロードしてください。

▲ページの先頭へ
厚生労働省HPにご意見・ご要望をお寄せください。パブリックコメント 国語使用の者

テーマで探す
・健康・医療
・福祉・介護
・雇用・労働
・年金
・他分野の取り組み

報道・広報
・厚生労働省記者発表資料
・大臣記者会見
・報道発表資料
・広報・出版
・行事・会議の予定
・国民参加の場

政策について
・分野別の政策一覧
・組織別の政策一覧
・各種統計表・調査結果の閲覧
・審議会・研究会等
・国会会議録
・予算&人づくり第・特別の概要
・政策評価・独立評価

厚生労働省について
・大臣・副大臣・政務官の紹介
・所在地案
・所在地案内
・大臣白書（厚生労働白書）
・シンボルマーク&キャラクターについて
・所在地案内
・所管の法人
・資格・試験情報
・採用情報
・調達案件情報

統計情報・白書
・各種統計調査
・白書、年次報告書
・調査票情報を利用したい方

所管の法令等
・国会提出法案
・所管の法令、告示、通達等
・営業等

申請・届出・情報公開
・電子申請（申請・届出等の手続案内）
・法令適用事前確認手続
・調査開発
・グレーゾーン解消制度・新事業特別制度
・公益通報者の保護
・情報公開・個人情報保護
・デジタル・ガバメントの推進
・公文書管理
・行政手続法に基づく申出
・行政不服審査法に基づく審査請求書名簿

関連リンク
・他府省 ・他方文部局等 ・全府内各局で組み合せ情報一覧 ・クロージアップ厚生労働省一覧

情報配信サービス
・情報配信サービスメニュー（可能版）
・RSSでオリジン「厚生労働」

ソーシャルメディア
・facebook
・X（旧Twitter）
・SNS一覧

厚生労働省
法人番号6000012050001
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電話番号 03-5253-1111（代表）

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights reserved.